

役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会(以下「この法人」という。)の役員報酬等に関する事項を定め、その適正化を図ることを目的とする。

(理事の報酬)

第2条 理事の報酬の支給額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内において、理事会で決定する。

理事長	年額 15,000円
副理事長	年額 15,000円
常任理事	年額 15,000円
理事	年額 10,000円

(監事の報酬)

第3条 監事の報酬の支給額は、次のとおりとする。

監事	年額 5,000円
----	-----------

(役員報酬の支給方法)

第4条 理事及び監事の報酬は、年払いとし、毎年6月に支払う。

(期間計算)

第5条 途中で就任又は退任した役員等の報酬は、在任期間に応じて、年365日の日割り計算とする。

(退職金)

第6条 役員退職金は、支給しない。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和61年9月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正規則は、平成21年10月6日から施行する。